

# 一般社団法人日本色彩学会 学会誌編集委員会規程

2015（平成27）年4月1日制定

## （目的）

第1条 学会誌編集委員会（以下、編集委員会という）は、一般社団法人日本色彩学会定款第4条（2）による日本色彩学会誌（以下、学会誌という）の編集・発行を行なうことを目的とする。

## （編集委員会の構成）

第2条 委員長1名、副委員長1名ないし2名を含め、20名以下の委員で構成する。

## （委員長の選任と任務）

第3条 委員長は、理事のうちから理事会が選出し、会長がこれを委嘱する。

2 委員長は、理事会の諮問事項、審議結果、意見等を編集委員会に伝達するとともに、編集委員会での審議状況、審議結果、意見等を理事会に反映する。

3 委員長は、学会誌の企画、立案、構成、掲載および論文等の査読に関する審議と決議を取り纏め、各委員への役割分担を統括する。委員長が本任務を遂行できない場合は、副委員長がこれを代行することができる。

## （編集委員の選任）

第4条 委員長以外の編集委員は、一般社団法人日本色彩学会の正会員とし、理事会の議を経て、会長がこれを委嘱する。

2 副委員長は委員の中から委員長が選任し、理事会の議を経て、会長がこれを委嘱する。

## （編集委員の任期）

第5条 委員長の任期は理事任期と一致するため、1年とする（再任は妨げない）。

2 編集委員の任期は2年とする。再任は妨げないが連続2期を限度とする。

3 編集委員の就任・退任の時期は総会の時期とする。

4 委員に欠員が生じた場合には補欠委員の選任を行うことができる。

## （編集委員会の開催）

第6条 編集委員会は、学会誌の各号の発行日に応じて開催され、編集委員長がこれを招集する。

2 編集委員長は、必要に応じて臨時の編集委員会を招集することができる。

3 編集委員会は、テレビ会議、電子メール等の通信手段によりこれを開催することができる。

## （議事録）

第7条 本委員会の議事録は、本委員会で確認の上事務局に保存する。

## （規程の改廃）

第8条 この規程の改廃は、編集委員会が起案し、理事会が行う。

付則 本規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。